

令和2年2月28日

各指定障がい者入所施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が 確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱いが示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 障がい者支援施設等における要援護障がい者等の受入れについて

生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、旧法身体障がい者更生援護施設、旧法知的障がい者援護施設、障がい児通所支援及び障がい児入所施設においては、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、市町村からの休業の要請を受けて休業した事業所からの要援護障がい者等を、定員を超過して受け入れても差し支えありません。

その対応により、利用定員を超過した場合であっても、その際の介護給付費等については、特例的に所要単位数の減算は行わない取扱いとなります。

2 生活介護等の日中活動サービスにおける臨時的な取扱いについて

本市からの休業の要請を受けて休業となった事業所と異なる事業所等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合、通常提供している介護給付費と同様に報酬の算定が可能となります。

また、本市からの休業の要請を受けて休業している事業所のうち、居宅で生活している利用者に対して、利用者の意向を確認したうえで、居宅を訪問し、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能となります。

なお、各事業所において、本取扱いに基づいてサービス提供が行われる場合は、居宅介護計

画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容等を記載していただくようお願いします。

3 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける臨時的な取扱いについて

本市からの休業の要請を受けて休業となった事業所と異なる事業所等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合、通常提供している障がい児通所給付費と同様に報酬の算定が可能となります。

また、本市からの休業の要請を受けて休業している事業所のうち、居宅で生活している利用者に対して、利用者等の意向を確認したうえで、居宅を訪問し、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象となります。

しかしながら、本取扱いは、居宅を事業所とみなしてサービス提供を可能としているため、家庭連携加算は算定できません。ただし、個別支援計画に基づき、サービス提供とは別に家庭連携加算に係る相談支援等を行った場合は算定可能となります。

なお、各事業所において、本取扱いに基づいてサービス提供が行われる場合は、個別支援計画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容等を記載していただくようお願いします。

4 保育所等訪問支援における臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染予防として、訪問先の保育所等が開所及び保育を行っているものの、外部からの訪問を禁止した場合に限り、訪問先への電話等で個別支援計画の内容を踏まえた相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象となります。

「保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行うこと」を目的とした事業であることから、訪問先の保育所等が休校・休業になった場合は、臨時的な取扱を適用されません。

なお、各事業所において、本取扱いに基づいてサービス提供が行われる場合は、個別支援計画等の支援計画及び日々の支援の記録に、利用者の具体的な状況や支援内容などを記載していただきますようお願いいたします。

5 その他

本通知は感染が確認された場合の臨時的な取扱いであり、感染の疑いに適用するものではありません。

6 適用開始日

令和2年2月28日以降とします。

7 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）

※添付の臨時的な取扱い（第2報）については、第1報を追記したものであるため、第1報については、添付しておりません。

8 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608